

12月22日（土）午後0時30分頃、熊本県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せ運行中、センターラインを越えて走行してきた軽自動車と衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡し、当該バスの乗客3名と運転者が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故①

12月22日（土）午後1時08分頃、東京都の国道交差点において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客25名を乗せ運行中、対向車両が当該バスの直前で右折したため、当該バスが急制動をかけた。

対向車両との接触は無かったが、当該バスの急制動により車内で立っていた乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの死傷事故①

12月23日（日）午後7時18分頃、東京都の国道交差点において、神奈川県に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せ運行中、左折した際、横断歩道を右方向から横断してきた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故当時、歩行者信号及び車道信号は共に青信号であった模様。

(4) 乗合バスの死傷事故②

12月23日（日）午後7時43分頃、東京都の市道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、路上横臥者をひいた。

この事故により、路上横臥者が死亡した。

現場は、片側1車線の左カーブで、路上横臥者は、上半身が車道に出ていた模様。

(5) 乗合バスの車内事故②

12月25日（火）午後1時34分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客35名を乗せ運行中、一旦停車後にバス運転者が「動きます」と声をかけてから発進したところ、停車中に立ち上がっていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(6) 法人タクシーの車外転倒事故①

12月21日（金）午前11時40分頃、京都府の市道において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客4名を乗せ運行中、乗客が降車中に当該タクシーが動いたため、車外で転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

事故は、当該タクシーが、降車地点において車両をフットブレーキのみで停車させていたところ、前の車両が動いたため、運転者が反射的に当該タクシーを前進

させため発生した模様。

(7) 法人タクシーの酒気帯び衝突事故

12月22日（土）午前10時00分頃、秋田県において、同県に営業所を置く法人タクシーが信号待ちで停車中、ブレーキが緩み前で停止していた車両に追突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察による調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。事故当日は休業日であったが、当該運転者が給油のために無断で車両を動かしていた模様。

(8) 法人タクシーの衝突事故

12月22日（土）午後2時58分頃、北海道の道道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、黄色信号で当該交差点に進入し右折を開始したところ、対向車線を直進してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負い、乗用車の運転者及び同乗者の計4名が軽傷を負った。

(9) 法人タクシーの死傷事故①

12月23日（日）午前7時31分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、ビルの地下駐車場から車道に出ようとした際、右から歩いてきた歩行者に接触した。

当該タクシー運転者は、接触と同時にブレーキとアクセルを踏み間違え、当該タクシーが歩行者をはね、そのまま直進し反対車線のガードレールに衝突後、反対側のビルの石段に乗り上げて停車した。

この事故により、歩行者が死亡した。

(10) 法人タクシーの死傷事故②

12月24日（月）午前3時59分頃、神奈川県在市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路上横臥者をひいた。

この事故により、路上横臥者が死亡した。

現場は片側3車線の道路で、当該タクシーが第2車線を走行中、第2車線と第3車線の間横たわっていた横臥者をひいた模様。

(11) 法人タクシーの車外転倒事故②

12月24日（月）午前8時56分頃、長崎県の店舗駐車場において、同県に営業所を置く法人タクシーが運行中、乗客が降車中に当該タクシー運転者がドアを閉めたため、ドアが乗客に接触し乗客が車外に転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

貸切バス事業者安全性評価認定委員会において認定が行われ、最高ランクの三ツ星認定事業者は316者から78者増加し、394者になりました。

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会の認定が行われました。

- 認定年月日 平成30年12月19日（水）
※今回の認定は、既存の認定事業者の更新結果です。
※二ツ星の認定を2年間継続し、一定の基準を満たした事業者については、今回の認定から三ツ星として認定されております。
- 総認定事業者 1,718者
三ツ星（★★★） 394者
二ツ星（★★） 328者
一ツ星（★） 996者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000298.html

(3) 事故の少ない、Gマークトラック!!平成30年度7,335事業所認定!!
(配信日：H30.12.14)

今回の認定により、Gマーク事業所は全国で25,343事業所（全てのトラック事業所の29.6%）となり、更に、安全運行を励行するトラックが増えてきています。トラックはひとたび事故を起こせば、重大事故に発展することが多く、被害は甚大です。

平成29年（1月～12月）の事業用トラック1万台あたりの事故件数をとりまとめたところ、Gマーク認定を取得したトラックの死亡・重傷事故の件数は、認定を取得していないトラックと比較して半数以下となっています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000164.html

(4) [聴講者募集] 平成30年度 自動車事故防止セミナーを開催します。【九州運輸局発】
(配信日：H30.12.14)

九州運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン」に基づき、事故の削減を目指し自動車事故防止対策の推進を図るため、睡眠不足や健康起因による事故の防止をテーマに下記のとおり聴講者を募集します。

記

1. 期日 平成31年2月28日（木）
13時00分～17時10分（受付12時15分～）
2. 会場 東市民センター なみきホール
福岡市東区千早4丁目21番45号（TEL：092-674-3981）
3. 受講者 300名（予定）
4. 講演演目 報道発表資料のとおり
5. 聴講申込 「セミナー聴講申込書」（資料裏面）にて事前申込みをお願いします。
受付期間 平成30年12月3日（月）～平成31年2月1日（金）
※定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

以上

◇九州運輸局からのメッセージ

当セミナーでは、事故防止対策について広く理解を深めていただくことを目的としております

参加・聴講は無料ですので是非この機会にご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

※「セミナー聴講申込書」は九州運輸局HP（下記URL）より取得可能です。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00047.html

(5) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

（配信日：H30.12.7）

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(6) 年末年始におけるテロ対策の徹底について

(配信日 : H30. 12. 7)

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。

平成31年以降、即位の礼、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控え、テロ対策について引き続き万全を期する必要があります。

年末年始（平成30年12月10日～平成31年1月10日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等に多数の人が集まると予想されます。また、海外においては、行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットがテロの標的として狙われる傾向にあることにも留意し、自動車運送事業者の皆様におかれましては、年末年始期間中における、交通機関、交通関係施設、多数の人が集まると予想される施設等、重要施設の警戒・警備及び旅行者等の安全確保のため、改めてテロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(7) 2018. 12. 5「第11回中部ブロック事業用自動車安全対策会議」を開催しました
【中部運輸局発】

(配信日 : H30. 12. 7)

中部運輸局では、昨年6月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」において定められた事業用自動車の交通事故削減目標の達成に向け、さらなる事故防止を図ることを目的として、12月5日（水）、中部管内各県のバス協会、タクシー協会、トラック協会、自動車整備振興会及び自動車事故対策機構等の関係団体とともに、当該会議を開催いたしました。

この会議において、昨年12月の前回会議で合意を得た「事業用自動車総合安全プラン2020中部ブロック取組計画」に基づく「Mission1st（ミッションファースト）運動」をはじめとした各種の取組結果をレビューするとともに、当該運動の第1段階「行政から事業者に向けた情報発信」として、安全プラン2020の重点施策や事故防止に関する理解を深めるための周知活動を引き続き実施していくこと、また、2019年1月から開始する第2段階「輸送の安全確保に関する優れた取組みの発掘」として、事業者から輸送の安全確保に関する取組手法を募り、その効果等を調査していくことなどについて議論しましたので、その資料を公表いたします。

詳しくは、中部運輸局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

